エフコープ生活協同組合理事会 殿

組織改革検討委員会からの答申

【目次】		
組織改革	雄検討委員会の主旨	・・・ 2頁
組織改革	検討委員会からの答申	・・・ 4頁
第	課題への答申	··· 4頁
	組合員に対する徹底した情報開示政策	Ę
	情報開示制度を活用した組合員自身に	はる
	会計チェックシステム	
	そのための規約等の整備	
	規約 12 号「情報開示規約」改定案	
第	課題への答申	・・・23頁
	理事長および専務理事の定款上及び事	実上
	行使している権限の整理と責任の明確	化
	組合員理事のブロック総代会議に対す	- 3
	説明責任の明確化	
	(関連資料)	
第	課題への答申	・・・35頁
	監事会の機能と役割の強化	
	総代会に対する説明責任の明確化等の	検討
答申付記		・・・40頁
参考:理	事会の外にオンブズマン的チェックを必要。	とする意見
		・・・41頁
委員名簿	ない おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はい	・・・42頁

2007 年 3 月 31 日 エフコープ組織改革検討委員会

組織改革検討委員会の主旨

組織改革検討委員会(以下、委員会)は、2005 年 6 月 14 日の第 23 期(2005 年度)通常総代会で委員会設置が決議され、同年 8 月 31 日から活動を開始しました。委員会は、過去にエフコープが起こした「供給未収金不突合問題」と「レゾネイト問題」を教訓として、「理事会に対してエフコープの組織改革推進のための抜本的な組織整備計画を答申することを目的」としています(委員会の検討課題については、次頁『責任評価委員会答申(抜粋)』参照)。

2006 年 6 月 13 日の第 24 期 (2006 年度)通常総代会では、多岐にわたる課題検討の必要性と理事会、組合員、総代への説明会や意見交流会開催の必要性から、委員会の設置期間を当初の「2006 年 12 月」から「2007 年 3 月 31 日」までに延長することが承認されました。

「供給未収金不突合問題」とは

旅行代金の売掛金などの供給未収金の不突合が1995年以前から毎年出ていたにも関わらず、過去の理事会が都度の調査や月次照合などの適切な対応をせずに年1回の突合せで済ませ、責任も曖昧なまま放置した結果、最終的には4,050万円もの不突合となってしまいました。

その原因調査にあたりデータや帳票が一部なくなり原因特定ができなくなったという理事会の執行責任は重く、内部会計チェックの不十分さの問題が明確になりました。また、 監査法人からの指摘に対する理事会および監事会の受け止めと対応に問題がありました。

「レゾネイト問題」とは

1985年にエフコープは、「自然と人とのよりよき関係」をテーマとした「くじゅう高原ファーム計画」に参加を決定しました。その後、総代会や理事会へも十分な情報提供がなされないまま、「会員制高級リゾートホテル構想」という本来の生協としては適切ではない事業が一部の役員によって推進されました。

結果として組合員の大切な財産を莫大につぎ込むだけでなく、取引先に対しても会員権 販売という形で出資していただき相当な迷惑をかけてしまうなど、理事会運営および理事 会内チェック機能の不十分を露呈した問題でした。

さらに、8億円もの追加投資を行った再建計画、永久債への書き換えをし、エフコープからの自立化に関しても、あやまちを繰り返しました。最高議決機関である総代会に対して正確な説明と情報提供をせず、引き続き多額の組合の財産をつぎ込み続けたという、組合員参加の民主的運営をないがしろにする問題でもありました。

委員会は、このような過ちを二度と繰り返さないために、次頁の 3 つの検討課題のうち、組合員主体の生協として最も重要で、かつエフコープ全体の組織改革および組織強化につながる「第 課題」の論議に時間をかけながら、今回の答申をまとめましたので報告します。

理事会においては、次期第25期(2007年度)通常総代会において今答申が総 代の理解のもと承認を得られるよう議案立てするとともに、答申内容を早急に 具体化するようにしてください。

<第23期(2005度)通常総代会議案書:第8号議案の抜粋> 責任評価委員会答申(抜粋)

第6章(3)組織改革の推進

総代会において、下記事項に関して抜本的な組織整備計画を検討し総代会に具体的 方策を提案することを任務とする理事会から独立した委員会(「エフコープ組織改 革検討委員会(仮称)」)を設置する。

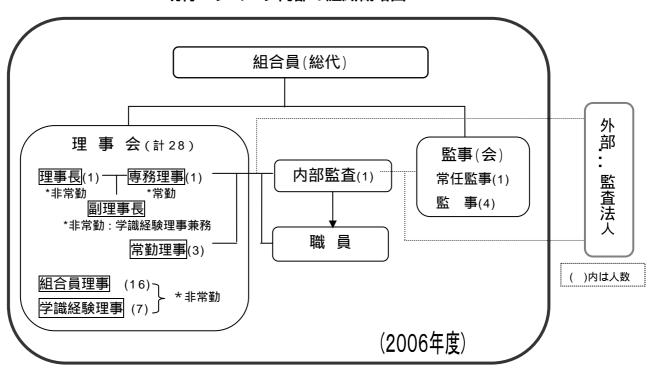
- 1)組合員に対する徹底した情報開示政策、及び情報開示制度を活用した組合員自身による会計チェックシステムの確立、そのための規約等の整備
- 2)理事長および専務理事の定款上及び事実上行使している権限の整理と責任の明確化、組合員理事のブロック総代会議に対する説明責任の明確化の検討
- 3) 監事会の機能と役割の強化及び総代会に対する説明責任の明確化等の検討

<第23期(2005度)通常総代会議案書:第8号議案の抜粋> エフコープ組織改革検討委員会 設置の目的

目的

第22 期臨時総代会で承認された「責任評価委員会答申」第6章(3)で提案されている1)~3)の項目について、理事会から審議・提案を委嘱された審議委員会とします。 理事会に対してエフコープの組織改革推進のための抜本的な組織整備計画を答申 することを目的とします。

現行エフコープ内部の組織概略図



第 課題

組合員に対する徹底した情報開示政策、及び情報開示制度を 活用した組合員自身による会計チェックシステムの確立、 そのための規約等の整備

「供給未収金不突合問題」や「レゾネイト問題」の教訓から、組合員・総代に対する情報 開示(情報提供)の重要性についての認識は委員会共通のものでした。

この答申では、以下の5つの基本認識をベースにして、第 課題の対策を提案します。

<5つの基本認識>

- 1. 情報の定義
- 2. 組合員・総代への情報開示
- 3. 組合員への積極的な情報開示について
- 4. プロセス情報の開示の必要性
- 5. 財務状況も含む情報開示の必要性

1. 情報の定義

この答申で言う情報とは**生協の財産及び財務状況と業務執行の状況が組合員にもわかりやすい形と内容になった情報**のことであり、情報開示規約で定義している「生協が保有しているもの」の中には**組合員とエフコープの利益に貢献する視点での生協の意思形成過程における重要なプロセス情報も含む**ものである。

2. 組合員・総代への情報開示の意義

エフコープ生協は、組合員の自発的な「共助」組織であると同時に、43 万人もの組合員が加入する組織であり、組合員に対する責任と同時に、社会的責任も極めて重いものがあり、透明で公正な運営がより一層求められています。

エフコープが事業を展開していく中で最も大切なことは、過去・現在・未来において、執行しようとしていること、又執行してきたことに対し、それらが組合員の合意のもとに行われ、組合員利益(=生協利益)になっているかどうかを、常に検証しながら進んでいかなければならないということです。そして、何よりも組合員の関心こそが事業の成功につながります。

生協の運営の場において、組合員との信頼関係をつくり上げていくことが大切であり、そのためには健全な機関運営(P10 を参照)を確立し、組合員への徹底した情報開示政策をとり、積極的な情報開示を行うことが今後のエフコープに不可欠な課題と言えます。

3. 組合員への積極的な情報開示について

組合員からエフコープの運営を委任されている理事・監事・職員は、この組合の定款・規約に従って忠実に職務を遂行する義務があります。業務を通じて様々な情報を知りうる立場にありますが、積極的に情報提供しない限り組合員はエフコープに関する情報を知りえない立場にあります。

従って、

- 1) 理事会は、組合員に対する徹底した情報開示政策を行わなければなりません。 組合員の情報収集と情報発信に対応できる仕組みを整備することが必要です。
- 2) 監事(会)は、監査結果などを報告し、総代会で議決するための判断材料になるように努めることが大切です。
- 3) 職員は、現場からの情報は速やかに報告し、解決のための方策を講じなければなりません。そこからの情報発信は重要であり、問題意識を持って日常業務にあたることが、結果として組合員の財産が保全されることにつながるのです。
- 4) 組合員は、エフコープに対し関心を持って情報収集に努め、自らの意思を発信していく姿勢が大切です。

4. プロセス情報の開示の必要性

規約第12号『情報開示規約』第2条(定義)は、情報の定義として「生協の役職員が業務上作成しまたは取得した文書であって、生協が保有しているもの」と規定しています。しかし、「保有」ということは結果としての情報でしかなく、エフコープが今後どうしようとしているのかという途中経過の情報は含まれないことになります。

組合員利益の立場及び過去と同じ過ちの再発を防止する立場からは、規約の規定よりも広い意味、すなわち結果だけでなくプロセス情報も積極的に組合員・総代に情報開示し、組合員の意思を反映できる組織運営を強化すべきです。

5. 財務状況も含む情報開示の必要性

定款第35条(定款等の備え付け及び書類の提出)では、「理事は、(中略)その他組合の財産及び業務の執行状況について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない」と規定しています。

組合員として知りたい情報としてはエフコープの経営状況や組合員の出資金の状況も含まれますので、情報の定義として「財務状況」も含まれることを明確にした上で情報開示に努めるべきです。

答申 - 「組合員に対する徹底した情報開示政策」について

- 1.組合員・総代に日常的・定期的に提供すべき情報
- 2 . 組合員・総代に対する徹底した情報開示を保障する仕組み

- 1 「組合員・総代に日常的・定期的に提供すべき情報」について

『定義』にある情報の考え方を基本認識とし、以下の情報を、組合員・総代に対して、日常的・定期的に、正確で、最新のものを、タイムリーに、わかりやすく提供すべきです。

提供すべき情報

事業活動が定款と総代会の決定に沿って行われているか(逸脱していないか)

- ・定款や規約等、エフコープで定められている事項や総代会資料等を各事業所に 備え付けておき、組合員や職員が見られるようにすること。
- ・執行された事業内容を具体的にわかりやすく説明すること。

出資金(現在、160億円を超える)が保全された経営が行われているか事業活動の中で、収支及び投資回収に問題のあるものはないか

- ・年 1 回、時価による評価替えを行うとともに、投資回収が計画と比べてどこまで進んだかを点検し、組合員に報告すること。 特に、「遊休地として眠っていないか」、「収支に問題がある事業」について留意すること。
- ・客観的立場の意見として、監査法人の指摘事項と理事会・監事(会)の対応を組合員に知らせること(公表すること)。
- 特別な損失()については、都度、その内容と金額を組合員に報告すること。

事業活動の中では商品の売れ残りや破損・廃棄、違算、資産の評価替えなどの損失の 発生が避けられません。これらの損失は決算作成の中でそれぞれ処理されますが、 通常・常識的範囲で発生するもの以外については「特別な損失」として組合員(総代) に都度の報告を行うことが、会計の健全性の保証につながります。

理事会の主な議決事項(定款第29条:理事会の議決事項)

- ・この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- ・総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- ・この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の 執行について必要な事項を定める規則の制定、変更及び廃止
- ・取引金融機関の決定
- ・前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

定款や規約等の主要な規定、及びその他定款・規約で定められた事項

- ・組合員に定款を配布すること。
- ・組合員主体の運営が行えるようにするため、その時々に応じた定款・規約等の 主な規定事項をタイムリーに組合員に知らせること。

その他特別な項目

- ・子会社、関連会社、事業連合に関する状況は、詳しくわかりやすい報告にする 必要があるので、監査報告も含めて状況を知らせること。
- ・特に、エフコープの事業と密接な関わりのあるコープ九州事業連合に関する 状況については、詳しくわかりやすく報告すること。
- ・役職員の不正金額については、金額の大小に関わらず、都度、その経過と結果、 および対策を組合員に報告すること。

- -2 「組合員・総代に対する徹底した情報開示を保障する仕組み」 について

(1)情報共有の必要性

組合員への情報開示の保障と役職員による積極的な情報の提供は、健全で風通しのよい組織を構築する上で欠かせないものであり、そのためにはエフコープ内での情報の共有が大事です。情報共有のためには、以下の3つの点で進めることが必要です。

- 1.生協の役職員(理事、監事、職員)は、それぞれの職務に応じて、組合員への情報開示、情報提供に積極的に努めること。
- 2. 理事および職員は、日常業務における情報共有を図ることはもちろん、特に理事会議案(審議事項、報告事項、協議事項)に対して、必要かつ十分な情報の提供に努めること。
- 3.理事は、「役職員の提供する情報が、組合員及び理事・監事にとって必要かつ十分なものになっているかどうか」について監督する義務を果たすこと。

(2)情報共有のための対策

情報共有のための対策としては、「組合員の利益・財産を守る」という視点をベースとし、以下の対策を取ることが必要です。

情報共有のための対策

組合員がどういう情報を知りたいかを把握すること

- ・「どういう情報を知りたいか」について、組合員の声を幅広く聞くこと。 …例えば「わたしのひとこと」の活用など
- ・情報開示請求件数の多いものは組合員の関心が高いものなので、積極的な情報 開示に努めること。

情報の質と量を確保すること

- ・エフコープが所有する情報については、積極的に組合員・総代に知らせること。
- ・質問や意見は、個別に回答するだけではなく、情報を共有するためにも『ふれあい』や『総代通信』等で組合員・総代にもフィードバックすること。
- ・開示情報の質と量は、組合員・総代によって定期的に検証される場や手段を 講じること。
- ・定款、規約の周知徹底。興味を持って見てもらうためには、定款を絵やイラストでわかりやすくし、ピックアップした説明をすること。また、新規加入者には生協本来の意味をわかりやすく説明したものを渡して、組合員であるという意識を持ってもらうこと。
- ・役員選挙立候補者の情報は、公正・公平な情報と、総代が投票する時の判断と なるわかりやすい情報にすること。
- ・監査法人の選任、再任、解任については、判断に足りるだけのメリットとデメ リットを明示すること。

組合員に知らせるタイミングを適切に図ること

- ・基本的には理事に知らせるタイミングと同じになるようにすること。
- ・商品事故については速やかに知らせること。
- ・新規事業、子会社、コープ九州など事業報告は、内容によって知らせるタイミングを検討すること。
- ・店舗の開店、改装、閉店、新規事業などは大きな投資金額が必要であることからエフコープ全体の課題でもあるので、該当地区だけでなく広く知らせること。また、結果情報だけでなく決定までのプロセス情報も知らせること。
- ・社会的、金額的影響の大きな問題については、総代会や総代会議等で報告・説明 すること。

場と機会を積極的に設定すること

- ・総代会議だけでなくもっと小さな単位で情報提供をする場を持つこと。場をもって終わりではなく、理事会・執行に反映させること。(役職員が日常的に組合員と交流する場が減っているため)。
- ・組合員からの問い合わせ・意見には正確にわかりやすく回答すること。

職員に対して、情報開示の重要性についての学習・研修に努めること

・日常業務の中で知り得た情報を組合員利益(=エフコープ利益)の立場で管理・ 保存し、その中から「組合員の知りたい情報」を、日常的・定期的に、正確で、 最新のものを、タイムリーに、わかりやすく提供するために、職員に対して 情報開示の重要性についての学習・研修に努めること。

(3)情報提供手段

組合員に日常的・定期的に情報提供する手段について、以下の対策を取ることが必要です。

情報提供手段

既存の提供手段を有効に活用すること

・理事会は、機関紙『ふれあい』(年数回拡大版発行)、『総代通信』、議案書を含む総代会資料、その他の「お知らせ」や『ホームページ』を通して、簡潔で分かりやすい情報提供をすること。

スムーズに理事(会)・監事(会)から情報が得られるようにすること

・組合員が、情報開示請求、事務所に備えられた資料の閲覧、総代会議、各種委員会、その他理事会の開催する説明会・学習会を通して、理事(会)および監事(会)から情報を得ることができるようにすること。

組合員とのコミュニケーションを重視すること

・提供する側からの一方的なものではなく、常に組合員とコミュニケーションを 持ちながら事業を進めていくこと。

(4)情報推進のための体制

情報推進室(仮称)の設置

組合員に対する徹底した情報開示政策を全体として進めるための部署の強化は必然です。エフコープ全体の情報を集約し、組合員・総代だけでなく、理事、監事、職員に必要な情報を提供でき、その部署に求めればすぐに情報が提供できる体制とすることが必要です。

そのために、組合員にもわかりやすい部署名として「情報推進室(仮称)」を設置することを求めます。

<情報推進室(仮称)の機能>

- 1) エフコープ全体の文書管理と情報開示請求対応機能
- 2) 情報開示政策への対応(日常的・定期的な情報開示)機能
- 3) 機関誌での広報機能(組合員向け、職員向け)
- 4) 情報についてのモニター集約機能
- 5) 組合員からの疑問・質問・意見に対応できる機能
- 6) 機関運営(*)全体の事務局機能

*「機関運営」とは、エフコープが組織としての意思を決めて活動していく ために、組合員から業務執行を負託された理事会が、組合員の声を聞き、 組合員の参加を得ながら運営して行く仕組みや業務の総称であり、生協で は一般的に使われている言葉です。

健全な機関運営に重要な4つのキーワード

- (1) 参画(事業経営・運動の意思決定への組合員の主体的関与)
- (2) 公正(生協法とそれぞれの生協自身で定めた諸規定にもとづいた公正な運営)
- (3) 透明(情報開示を積極的に位置づけ取り組む姿勢)
- (4) 正直(事実を偽らない誠実な姿勢)

機関運営の確立に必要な3つの取り組み

- (1) 社会に開かれた組織づくり
- (2) 組合員組織運営の確立
- (3) 内部経営組織の確立・健全経営の確保

答申 - 「情報開示制度を活用した組合員自身による会計チェック システムの確立」について

「供給未収金不突合問題」や「レゾネイト問題」は、会計面からのチェックがもっと強力であれば、そしてそれが「組合員による会計チェック」の立場を徹底させたものであったなら、当時の理事会・監事(会)・総代会・組合員の各々での議論の仕方も結論も、もっと速く問題解決の方向に変わっていたと判断できます。

組合員の財産を健全に保全し事業活動に活用する上で、執行決定と会計処理に対して「組合員による・組合員の立場でのチェック」を、仕組みとルールとしてどう確立し、どう強化するかがここでのテーマです。

1. 何故、会計チェックは必要か?

「会計チェック」は単に「会計」ということだけでなく、組合員の財産がどのように 事業と経営に活用されているのか、そして健全な活用がされているのか、という「執行 チェック」を見極める必要から「会計チェック」=「執行チェック」といえます。

従って、「執行する際の資金の流れが妥当なものであるか」の視点で組合員・総代、 理事(会)、監事(会)、職員の各々の立場でチェックすることで健全な組織が確立できます。

2.信頼性と妥当性のある「会計」であるための裏づけは誰が担うのか

日々「会計」そのものを担っているのは職員であり、そこから出された情報によって 理事(会)、監事(会)が判断することになります。

まず、問題が起こらないようにすることが大切であり、そのためには、

- ・日常業務に関するマニュアルを整備し、問題の発生を未然に防ぐこと
- ・職員に対し、「組合員の利益、財産を守る」視点での業務遂行と、情報開示の重要性について 学習、研修に努めること。人材育成については外部の専門家も活用して行うこと

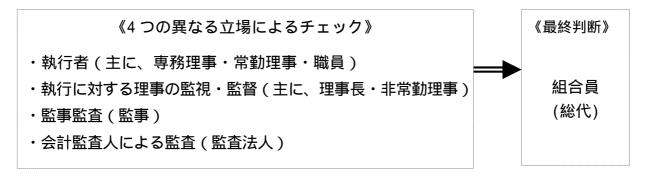
が必要不可欠です。

理事が監督し、監事が監査することで牽制機能が働き、より良い会計チェックができます。また監査法人が専門的かつ客観的な見地から監査することで、信頼性・妥当性のある「会計」となります。理事会と監査法人、監事(会)と監査法人の関係を明確にし、「会計」に関する信びょう性を第三者に委ねることでチェック機能が確立します。監査法人から指摘された事項を真摯に受け止め、組合員・総代にも公表することで、エフコープ内において、組織全体でとりくみ、改善することで組合員から信頼されるものになります。

3.「組合員自身による会計チェックシステム」を担うものは誰か

生協運営の特徴は、理事会構成において理事の5分の4以上を組合員とし、監事構成では、組合員以外を認めないことで、組合員の主体的関わりを保証していることが株式組織などと異なるところです。

この「組合員自身が運営する生協」の会計チェックに求められものは、以下の 4 つの 異なる立場による仕組みが本質的な部分です。



従って、組合員から負託を受けた理事・監事が日常的に会計チェックを行い、前項で答申しているように、その点検活動の結果を「組合員・総代に日常的・定期的に提供すべき情報」としてまとめることが必要です。

そして、最終的に執行決定と会計処理が適正に行われているのか判断するのは 組合員・総代であることはいうまでもなく、そのための情報開示制度を活用しやすくす る工夫が必要です。

組合員による会計チェックシステムについては、組織的には組合員から負託を受けた 理事と監事がその任務を担っています。「供給未収金不突合問題」や「レゾネイト問題」 を教訓として、透明性を高め、情報提供が適切か、タイムリーか、隠していないかのチェックを理事会と監事(会)が本来の役割として実行することが基本であり、以上の視点 を踏まえ、会計チェックシステムの課題を答申します。

	課題
理事(会)	理事の責任と役割の明確化
	「監査手続実施要領」、「監査手続実施マニュアル」等にまとめられているものを参考として、理事会内で精査すること。それに照らし合わせて会計チェックされたものを組合員に情報提供し、かつ問題点があるときに組合員に適正に報告すること。
	常任理事会議の強化
	理事長を補佐するために設置されている常任理事会議が、理事会の提案議題や内容を事前にチェックし、組合員利益と規定に沿ったものになっているかどうかをチェックすることができるように強化すること。(P34【関連資料】参照)

理事(会)

非常勤理事による監督機能の強化

常勤理事会議で話し合われた内容を理事会内で共有し、組合員利益の視点で執行の前にチェック・判断できるようにすること。

そのためには常勤理事会議の議事録を作成し、常勤理事が常勤理事会議で話し合ったことが組合員理事にも伝わるようにすること。 (常勤理事はたいしたことはないと思っても、組合員理事にとっては大きなことかも知れない)

組合員理事の役割強化が必要(理事の学習)

組合員理事は、主に地域(ブロック)及び全県の組合員活動推進を担うが、定款第27条(理事会)第2項に規定されている「理事の職務の執行を監督する」という役割を果たすために必要な学習プログラムを確立するなどして、事業執行をチェックできる力量を身につけること。

学識経験理事に会計の専門家を入れる

「各々の場合に必要な、エフコープと利害関係のないプロ(有資格者)で、且つ個々の問題について実績のある(知識・経験)有資格者」或いは「理事会において専門分野の見地からの意見を述べる理事」という考えのもと、理事会の学識経験理事の枠に税理士、公認会計士などの有資格者を置くこと。

監事(会)との関係の強化

- ・会計チェックの役割を果たすために、理事会が持っている情報や 監事(会)が監査して得た情報を共有すること。
- ・監事(会)からの指摘事項(助言・勧告)を真摯に受け止め、必要な対策を講じること。また、その内容を組合員、総代に知らせること。

監査法人からの指摘事項の報告義務化

監査法人からの指摘事項は組合員利益にとって重要なものであり、理事会・監事(会)はもとより、組合員に対しても報告することを義務とし、組合員による会計チェックの仕組みの一つとすること。

情報開示制度をもっと活用しやすくすること

制度そのものの周知と、例えば区域委員会等でやってみて、どこをどう改善した方がいいのかを知る等の工夫をすること。

会計についての学習会を実施すること

2006年4月に実施された「決算書の見方学習会」を今後も組合員によるチェックシステムの一環として継続開催すること。また、月々の経営状況などをわかりやすく組合員に報告し、日常的に組合員がエフコープの会計に関心を持つことで組合員による会計チェックシステムの機能が働くよう対策を取ること。

職員組織

職員のレベルアップ

組合員の立場(視点)、組合員の利益・財産を守る(視点)での 職務遂行。

- 1) 職場で起こった問題は理事会へ報告を義務付けること
- 2) 速やかに対処する能力の強化とマニュアル化を図ること
- 3) 問題が起こった時には専従チームを結成し、徹底した原因究明をすること

職員教育・研修の強化

問題を起こさないための仕組み(誰が見てもわかるマニュアルや 職員間での相互チェックシステムとコンピュータシステムの確立) や、問題が起こった時に速やかに対応する意識改革を図ること。そ のために教育・研修を強化し、啓発できる職場環境づくりに努める こと。

また人材育成については、外部の専門家も活用して行うこと。

内部監査の強化

日常的に業務を監査する内部監査を重要視し、リスクマネジメント(不正が起こらない、間違いない、不正があってもすぐにわかるシステム)が実践できるよう強化すること、常勤理事との連携、非常勤理事との連携をとって内部監査を進めることで理事会のチェック機能を働かせること。

また、内部監査を増員・育成するとともに、できれば会計の専門家を入れること。

監事(会)

(第 課題に記述)

組 合 員 (総 代)

- 1) 生協は、組合員が出資し、利用し、運営する組織であり、エフコープの事業や組織運営が組合員の意思に沿ったものかどうか知ることは大事です。
- 2) 組合員の代表である総代は、最高議決機関である総代会に参加し、その役割を果たす(決議する)ための情報収集と議案の内容を理解するために理事会・監事の説明を求めることが大切です。
- 3) エフコープの事業・経営状況を理解し、意見が持てるよう、決算書・予算書の見方等、学習会へ積極的に参加すること。
- 4) 定款第 40 条に規定されている、監事への調査請求権(総組合員の 100 分の 3 以上の同意が必要)」を、必要に応じて行使すること。
- 5) 組合員の代表である総代を通じて、エフコープの事業・活動を負託するにふさわしい役員(理事・監事)を、総代会において選任すること。
- 6) 組合員に代わってエフコープの会計チェックを客観的・専門的に実施する、生協と利害関係のない監査法人を、総代を通じて総代会において選任、再任、解任すること。

4.組合員自身による会計チェックについて

組合員自身による会計チェックシステムの強化のための「4 つの異なる立場によるチェック」については前項でふれました。

しかし、委員会では、過去の過ちを繰り返さないために「理事会の外に第三者的に組合員が入ってオンブズマン的に会計チェックする体制を設けるべき」という意見があり、 そのことについて論議を行いました。

その結果、委員会では、組合員・総代の「おかしい!」「なぜ?」「どうなっているの?」といった疑問に対し、日常的に応えていく仕組みが必要であるとの認識で一致しました。その上で、委員会では、定款第 27 条で「組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定されている理事会が責任を持ってチェックすることが組合員自身によるチェックにつながること、そのために理事会の中に組合員の視点を持った組合員理事を中心とした会計チェックの専門チームを設置することが適当であること、そして組合員からの調査依頼に真摯に取り組み、運営に活かされるような仕組みにすることが大切であるとの意見が多数あり、結論に達しましたので、以下答申します。

なお、今回の答申を具体化したにも関わらず重大な問題が発生したときには、理事会の外に第三者委員会を設けるかどうかの論議にもなりますので、「理事会の外にオンブズマン的チェック体制が必要とする意見」を、参考として P41 に紹介しておきます。

課題

組合員の一人からでも調査請求があれば、理事会は対応すること

総代会決議による運営をしていくことが理事会の責務であり、総代も自ら決議したことに対し後々の結果を見届けることは必要です。従って、組合員・総代は、 疑問に思うことに対して調査請求をする権利を当然有しています。

・組合員からの調査請求対応の窓口を明確にし、組合員に知らせること。

組合員から調査請求があった場合すぐに対応できるよう、理事長の諮問機関として理事会の中に組合員理事による会計チェックの専門チームを設けておくこと

・調査請求があってからの設置ではなく、組合員理事の監督責任の明確化と自覚を 確保するために、調査に対応するメンバーを予め明確にしておくことが必要です。 上記チーム・委員会の調査活動を支えるために職員(部署)の調査権を明確にするとともに、内部通報制度を設けて職員(部署)が客観的に調査できる保障を確立すること

・実際に調査活動をバックアップする事務局機能が必要ですが、客観的に調査を進める中で掴んだ情報を組合員利益の立場から活用できるようにするためには、調査活動そのものによって職員が責任を問われないようにしておくことが必要です。

調査にあたり、チーム・委員会の判断で専門家を活用できるようにすること

・調査活動において専門性を発揮するためにチーム・委員会が必要と判断した場合 は、公認会計士等の会計専門家を活用できるようにしておくことが必要です。

調査結果は、答申 「組合員・総代に対する徹底した情報開示政策」 の内容にそって組合員・総代に公表すること

・調査結果を理事会内の情報に留めることなく公表し、組合員・総代がチェックで きる体制を確保することが必要です。

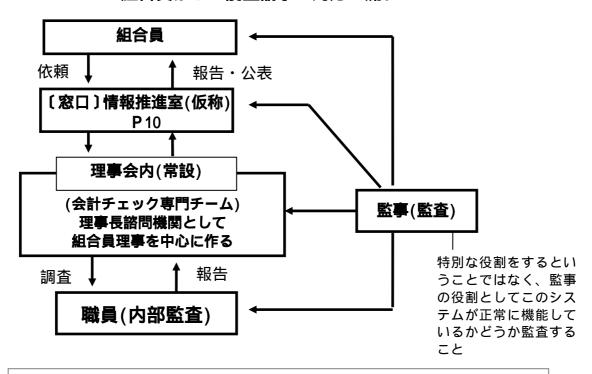
5. 理事会内会計チェック専門チームの設置

定款第40条(組合員の調査請求)に規定されている「組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる」という調査請求権は、現在43万名もの組合員数を要するエフコープにとっては実効性のないものとなっています。

委員会ではこのことについて検討しましたが、組合員が主人公である生活協同組合として、またエフコープCSR宣言の「組合員・消費者に対する行動規範」に掲げられている主旨からも、組合員一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答えることができる仕組みを整備することが必要です。

この認識から理事会内に会計チェック専門チームを設け、システムとして確立させることを下記の図にある<組合員からの調査請求と対応の流れ>として答申します。 その内容は、前頁のP15、16にある5つの課題を反映したものになります。

<組合員からの調査請求と対応の流れ>



<(図)組合員からの調査請求と対応の流れ>の説明

組合員が調査請求を〔窓口〕情報推進室(仮称)にします。

理事会内に設置した会計チェック専門チームに全ての調査請求が行きます。

受け取った調査請求は /・報告済みのものは、その旨回答します。

・まだ情報として出せないものは、その旨回答します。

会計チェック専門チームが調査請求の中に調査が必要であると判断した事項については、理事長名で職員(内部監査)に調査を命じます。

その結果は理事会内で報告され、執行や理事の監督機能に活かされます。

調査結果は、組合員に報告・公表します。

答申 - 「そのための規約等の整備」について

組合員からの情報開示請求に対しては、2005 年 6 月 14 日の第 23 期 (2005 年度) 通常総代会で規約第 12 号『情報開示規約』が新設承認され、組合員に対する情報開示制度が本格的にスタートしました。この制度は組合員に対してエフコープが持っている情報を積極的に開示できるようにするためのものですが、全開示が基本であることのわかりにくさや条文そのもののわかりにくさもあり、委員会で時間を取って規約の改定案を検討しました。

「改定案」と「理由」については、次頁に「エフコープ規約第 12 号『情報開示規約』改定案」を掲載していますので、2007 年 6 月の第 25 期 (2007 年度)通常総代会で改定提案をされるよう答申します。

エフコープ規約第12号『情報開示規約』改定案

エフコープ規約第 12 号	改定案	改定内容と理由
(目的) 第1条 本規約は、定款第85条に基づき生協の保有する情報に対する開示請求等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 本規約は、定款第85条に定める「組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする」という規定に基づき、生協の保有する全ての情報を組合員に開示することを基本として、情報開示請求等に関する必要な事項を定めることを目的とする。 2.個人情報の取り扱いと開示請求等については、別に規定で定めるものとする。	ゴシックの条文を追記して改定。 1)この規約の根拠規定である定款第85条(組合員に対する情報開示)の一部を記述し、よりわかりやすい規定にする。 2)エフコープの基本的な考え方として「全ての情報を開示する」ことを具体的に明記する。 3)個人情報の取り扱いについての条文を追記することで、情報開示制度との混同を防ぐ。
(定義) 第2条 この規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。 (1)情報 生協の役職員が業務上作成しまたは取得した文書であって、生協が保有しているものをいう。 (2)情報の開示 請求に基づき、文書の閲覧または写しを交付することをいう。	(定義) 第2条 (同左) (1)情報 生協の役職員が業務上作成しまたは取得した文書等であって、生協が保有しているものをいう。 (2)情報の開示 請求に基づき、情報を閲覧または視聴に供しもしくは写 しを交付することをいう。	ゴシックの条文を追記して改定。 1)(1)に「文書等」と「等」を追記し、紙文書以外の情報も開示対象であることを明確にする。 2)(1)の改定にあわせ、(2)も条文の一部を加筆修正する。
(情報開示請求権者) 第3条 生協の組合員は、誰でも情報の開示を請求することができる。 2.生協の組合員は、開示を受けた情報を生協の健全かつ適正な発展の ために使用するものとし、私的利益を図るために使用してはならない。	(情報開示請求権者) 第3条 (同左)	(今回は変更しない)

<u> </u>		
エフコープ規約第 12 号	改定案	改定内容と理由
(情報開示の請求手続き) 第4条 請求権者が情報開示請求をするときは、文書細目により請求に係る文書を特定し、その他所定の事項を記載した情報開示請求書を提出しなければならない。 2.情報開示請求手続きは、別に規則で定める。	(情報開示の請求手続き) 第4条 組合員が情報開示請求をするときは、請求に係る情報を特定するために必要な事項、その他所定の事項を記載した情報開示請求書を提出しなければならない。 2.前項の請求があったときは、担当部署は情報開示請求者が請求したい情報の特定及び当該情報の保管部署との存在確認作業をしなければならない。 3.(同左2)	ゴシックの条文を追記して改定。 1) 第 1 項は、「文書細目」に掲載されていない情報も広く開示請求できるよう改定する。 2) 第 2 項の条文を追加し、担当部署と当該情報の保管部署が所在確認をしなければならないことを明文化する。 正確にするため、一部語句修正。 1)請求権者とは組合員のことなので、「組合員」に変更する。
(情報開示請求に対する決定・実施等) 第5条生協は、情報開示請求があったときは、開示請求に係る情報が 第6条に該当する場合を除き、開示請求者に対し、その情報を開示しな ければならない。 2.生協は、情報開示請求に係る情報の一部に非開示情報が含まれてい る場合には、請求者に対して、その非開示部分を除いて開示することが できる。ただし、非開示部分を除くことができない場合は、その情報の すべてを開示しないこととする。 3.生協は、開示請求に係る情報の全部または一部を開示するときは、 開示請求者にその旨を書面により通知するものとする。 4.生協は、開示請求に係る情報の全部を開示しないときは、開示請求 者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	含まれている場合には、請求者に対して、その非開示部分を除いて開示しなければならない。 3. (同左) 4. (同左) 5.請求情報の記載と同一内容が公表されている出版物、或いは法律、エフコープ生協の定款、規約、規則等の定めにもとづき、エフコープ生協の各事業所において既に閲覧に	ゴシックの条文を追記して改定。 1)第2項の「開示することができる」を「開示しなければならない」とし、全開示の姿勢をより明確にする。 2)第2項の「ただし、」以下の条文は具体的運用例がないので削除する。 3)第5項の条文を追加。 すでに組合員に公表されている情報についての情報開示計求があれば、その旨回答案を適略化できることを明文化する。

エフコープ規約第 12 号	改定案	改定内容と理由
(非開示情報) 第6条以下の各号に定める事項は非開示扱いとし、詳細は別表-1に定める。 (1)エフコープ「個人情報保護に関する規約」で特定される事項 (2)取引先および関係団体の機密に関する事項 (3)生協の機密に関する事項 (3)生協の機密に関する規約」で特定される事項 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されまた識別され得るもの 2.取引先および関係団体(以下「取引先等」という。)の機密に関する事項 (1)ノウハウ、その他の技術上の機密に関する情報 (2)営業活動上の機密に関する情報 (3)信用に関する情報 (3)信用に関する情報 (4)その他、開示することにより、取引先等の利益を害するおそれのある情報 3.生協の機密に関する事項 開示することにより、生協または組合員の利益を損なったり、運営に混乱をきたすと判断されるもの (1)ノウハウ、その他技術上の機密に関する事項 (2)意思形成過程の情報であって、運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報 事業や事務の公正または適正な執行を妨げるおそれのある情報	損なったり、運営に混乱をきたすと判断されるもの (同左別表 1-2) (同左別表 1-2) (同左別表 1-2) (同左別表 1-2) (3)生協の機密に関する事項 (同左別表 1-3) (同左別表 1-3)	現行の(1)。(3)の非開示。「間に、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、
(費用負担) 第7条 生協は、情報の開示を受ける者に対し、情報開示に係る所定の 実費を請求することができる。	(費用負担) 第7条 (同左)	(今回は変更しない)

ナフコ プログ 40 ロ	가수효	76-c2-s4-c5-1-70-4-
エフコープ規約第 12 号	改定案	改定内容と理由
(不服申立て) 第8条情報開示の請求をした者は、一部非開示または全部非開示について不服がある場合は、理事長に対し、不服申立てを行なうことができる。 2.理事長は、不服申立てを受領したときは、第9条に定める情報開示審査会に対し、不服申立ての審査を諮問し、答申を受けなければならない。 3.理事長は、前項の答申を受けたときは、速やかにその不服申立てについての決定をし、請求者に通知しなければならない。 4.不服申立ての受領、審査、答申、決定の通知の手順は、別に規則で定める。	5. (同左4)	ゴシックの条文を追記して改定。 1)理事会が非開示と判断する理由が「情報の不在を窺わせるらも、情報の存在を窺わせる合とる特段の事情がある場フストでは、一プ規では、一プは出来ることを、第2項として明文化する。 2)これにより、間接的に文書管理の重要性を内外に知らは、速やかに改善できるチェック機能を持たせる。
(情報開示審査会) 第9条 生協は、情報開示制度を客観的かつ公正に運用するために、情報開示審査会を設置する。理事長は、この情報開示審査会に以下の各号について諮問する。 (1)請求者からの不服申立てについての審査 (2)情報開示の制度運営に関する調査 2.情報開示審査会の組織と運営等については、別途規則で定める。	(情報開示審査会) 第9条 (同左)	(今回は変更しない)
(文書管理) 第10条 生協は、情報開示を推進するために必要な文書管理の仕組みを 整備しなければならない。	(情報 管理) 第 10 条 生協は、情報開示を推進するために必要な 情報 管理の仕組みを整備しなければならない。	表現の変更 ・第 2 条の定義、及び第 4 条・第 5 条・第 8 条の変更にあわせて「情報」に変更する
(総合的情報開示政策) 第 11 条 生協は、この規約に定めるもののほか、情報の開示に関する施 策の充実をはからなければならない。		(今回は変更しない)
(改廃) 第12条 この規約の改廃は、総代会において行う。	(改廃) 第12条 (同左)	
(施行) 第13条 本規約は2005年 6月 14日より施行する。	(施行) 第 13 条 本規約は 2007 年 6 月 12 日 より施行する。	

第 課題

理事長および専務理事の定款上及び事実上行使している権限の整理と責任の明確化、組合員理事のブロック総代会議に対する説明責任の明確化の検討

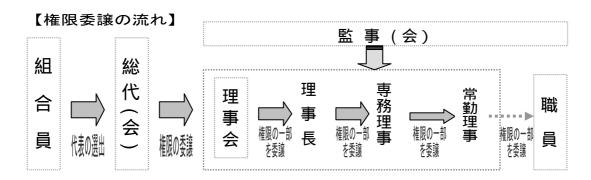
生協組織の基本

組織改革検討委員会では、第 課題である理事長および専務理事の職務権限を検討するにあたり、「供給未収金不突合問題」や「レゾネイト問題」に対し、当時の理事長、専務理事の権限の行使について、どこが問題だったのか、洗い出し作業から始めましたが、それらは部分的なものでしかなく、理事長、専務理事を互選し、権限を委譲する理事会との関係性や、執行する際、また監督する際に優先すべき課題(視点)を明確にする必要があるとの基本認識を確認して論議を進めました。

ここで生協組織の特徴的な関係性を明確にする必要があります。43万人もの組合員が一堂に会して意思決定し、事業を執行することはできません。これらは代議制による間接民主主義を機関運営(P10 を参照)の基本とすることにより成り立っています。(権限の委譲)

つまり、次のように整理することができます。

- ・ 組合員は、最高の議決機関としての総代会において、計画の決定、執行結果の承認、 執行者及びその監督者としての理事の選出、理事を監査する監事の選出を行う。
- ・ 理事会は、総代会及び、理事会決定事項に基づき、理事長に権限を委譲し、理事長 は専務理事に権限の一部を委譲し、専務理事は各常勤理事に権限の一部を分担して 委譲して執行する。
- ・ 理事会は、自らの執行を自ら監督する。



また、理事会に付議されない日常の業務における執行権限を理事長、専務理事に定めています。(規則第9号第12条および第15条 P33【関連資料】参照)

総代会や理事会の決定が適切に執行されているか、また理事会に付議されない日常の 業務が正しく執行されているか、理事長および専務理事を監督する役割を理事会は担っ ており、中でも非常勤の組合員理事が果たすべき役割は多大なものです。総代会や主体 である組合員に対し、執行チェックの結果について説明責任を負うものです。

理事長、専務理事の職務権限の範囲は、責任を明確にすることで、より納得性の高い ものになると考えます。また、監督義務を有する理事、とりわけ組合員理事の説明責任 は、より明確なものであることが求められます。

以上の基本的認識に基づきながら、理事長および専務理事の権限と責任について、また組合員理事の説明責任について、次頁より答申とします。

答申 - 「理事長および専務理事の定款上及び事実上行使している権限の整理と責任の明確化」について

定款では、組合員の代表でもある総代が総代会において理事を選挙で選出し、理事は理事会構成してその中から理事長・専務理事以下の職責者を互選することになっています。つまり、理事長・専務理事等の職務権限は、総代会と理事会を通じて与えられる関係になっています。

理事長および専務理事が、総代(会)から定款上で委譲されている職務権限については、事業執行の上で一定の範囲では必要なものと考えます。しかし「供給未収金不突合問題」や「レゾネイト問題」で問われたのは、「理事会内で論議もなく進めたこと」や「その職務権限の行使が妥当ではなかったこと」、また「そのときの責任が曖昧になってしまった」ということでした。

組合員の財産を保全する立場から、理事長および専務理事の執行権限については 事業執行上に不可欠なものでも、組合員・総代から見て妥当性や納得性が高いもの にする必要があります。現行規定を見直し、執行権限に対する責任の所在と内容を 明確にするとともに、執行の判断に至るまでのプロセスを含めて、理事会へ執行結 果を報告することで常に理事会内で情報を共有し、監督できる状態にする必要があ ります。

|(1) 理事会の権限、理事長および専務理事の権限

定款第 19 条(役員の選挙)では総代会は理事を選挙で選出し、第 26 条(理事長、 副理事長、専務理事及び常務理事)および第 27 条(理事会)にもとづき、理事は理事 会を構成してその中から、理事長・専務理事以下の職責者を互選することになって います。すなわち、理事長・専務理事等の職務権限は、総代会と理事会を通じて与 えられる関係になっています。

このことは、理事会が持つ権限は総代会から与えられたものでありその理事会を 選出した責任は総代会が持っているという関係であり、理事長・専務理事等の持つ 権限は理事会から与えられたものであり、その理事長・専務理事を選出した責任は 理事会にあるという関係になっています。

理事会では、理事各自が執行権限を持つことは執行が混乱しますので、理事長・ 専務理事・常勤理事等の執行権限者を互選して執行権限を与え、執行権限を持たな い非常勤理事等は執行を監督することで、理事会全体としての責任を総代会に対し て果たすことで運営されています。

したがって、信頼できる理事(会)を選出することは総代(会)の責任であり、選出された信頼にこたえることは理事(会)の責任になるという関係の中で、理事長・専務理事等の執行権限の整理と責任の明確化を行うことにしなければなりません。

(2)責任の明確化について

組合員(総代)が総代会を通じて理事長および専務理事に委譲している執行権限は、決して小さくはありません。まず執行権限に付随する責任をより明確にすることによって、委譲する立場としてより安心できる委譲を、また執行する立場からはより高い次元の職責を果たすことが可能となります。現行規定においては、執行権限に対する責任のあり方は非常に曖昧な状態であると認識しており、問題の再発や不祥事の防止のためには、責任の明確化は絶対的に必要な条件であるとの認識から、以下の見直しを答申します。

【規則第9号(役員の権限・責任等に関する規則)について】

規則第9号第10条(責任の帰属・追求・処分)について、職務権限の行使にあたり、生協法や定款に抵触したり、総代会決議に違反した場合の処分・制裁・損害賠償を具体的にした規定の内容に改めること

- ・職責がより適正に果たされる環境として、組合員(総代)から見て責任の内容が明確であることが重要です。また職務執行に対して問責の必要がある場合に、判断するための根拠となる規定整備が必要であると考えます。
- ・責任には権限を行使することでの責任と、行使しなかったことでの責任があります。すなわち権限を行使した結果生協に損害を与えた場合や行使しなければならない場面に適正な判断をせずに生協に損害を与えた場合に適応できるルール作りが必要です。

規則第9号第10条3項に規定のある委員会については、「責任検討委員会(仮称)」として必要な場合には必ず設置すること また、その調査や決定した結果は組合員に明らかにすること

・定款で規定されている責任を問うための委員会については、「責任検討委員会 (仮称)」として目的を明確にした上で、問題が生じた場合には必ず設置され、 当該の責任がきちんと評価されることが必要です。また、組合員の立場から透 明性の高い内容にするために、構成する委員には組合員の視点を持った組合員 理事を含む委員会として設置されることが求められます。

(3)権限の整理(行使)について

理事会内で、理事長および専務理事を互選し、権限を委譲して執行した結果についての責任の一端は理事会にあります。つまり、理事長および専務理事に与えられる権限の行使について抑制できるのは理事会だけであることを考えれば、健全な事業執行をするためには多くの理事による総意のもとに行われるべきであり、現行の規定にある理事長および専務理事の権限を縮小し、理事会に付議すべき事項を増やし、理事会審議を十分に行うことが必要です。これらの認識から以下の見直しを答申します。

規則第 9 号については、全般にわたって条文の一部見直しを おこなうこと

・第3条他、条文中の「常勤する理事」という表現は、「職務権限を有する理事」 の表現にする必要があります。理由は、非常勤であっても理事長以下に職務権 限をもたせることもあるからです。

規則第 9 号第 12 条(理事長の職務権限)について、以下の見直しをおこなうこと

・予算で計画されていない固定資産の取得および処分については、理事長による 決裁の上限を 5,000 万円未満とし、上限を超える場合は理事会審議事項とする こと

理事会へ委譲される権限については、総代会決議にもとづいた日常的な事業執行に関する職務権限です。「予算で計画されていない事業執行」については、総代会決議の範囲との関係をふまえ、理事長による職務決裁範囲を縮小し、1件5,000万円を超える案件は理事会での審議を経ることが必要だと考えます。

- 注)現行規則では、(11)予算で計画されていない1件1,000万円以上1億円未満の固定資産の取得および処分は理事長決裁節囲となっています。
- ・長期借入金については、理事長による決裁事項とせず、理事会審議事項とすること

生協の財務に影響の大きい長期借入金の執行判断については、個人の職責によるところとせず、理事会による執行判断を必要とするものです。

注)現行規則では、(12)1億円未満の長期借入金の決定は理事長決裁範囲となっています。

・外部団体への寄付については、理事長の職務権限の範囲を 10 万円未満とすること

組合員の財産を保全する視点から、本来、外部団体に対して寄付を拠 出する場合は理事会の確認を要するものと解します。同時に適正な支 出先であるかの検証も必要であり、現規定の決裁範囲を見直す必要が あります。

注)現行規則では、(13)10万円以上100万円未満の諸団体への寄付は理事長決 裁範囲となっています。

規則第 9 号第 15 条(専務理事の職務権限)について、以下の見直しを 行うこと

・予算で計画されている1件1,000万円以上1億円未満の固定資産の取得および 処分については、決裁の上限を5,000万円未満とし、上限を超える場合は理事 会審議事項とすること

専務理事の職務権限である固定資産の取得および処分については、予算計画上の執行案件であっても組合員の立場で透明性や納得性を高め、また財産を保全する視点からその範囲を縮小し、1 件 5,000 万円を超える案件は理事会審議事項とすることが望ましいと考えます。

- 注)現行規則では、(7)予算で計画されている1件1,000万円以上1億円未満の固定資産の取得および処分は専務理事決裁範囲となっています。
- ・予算で計画されている経費の執行決裁範囲は、上限を 500 万円とし、上限を超える場合の執行については、専務理事の決裁範囲とせず、理事会審議事項とすること
 - 注)現行規則では、(11)予算で計画されている1件500万円以上の経費の支払い決裁は専務理事決裁範囲となっています。
- ・予算で計画されていない経費の執行決裁範囲は、上限を 500 万円とし、上限を 超える場合の執行については、専務理事の決裁範囲とせず、理事会審議事項と すること
 - 注) 現行規則では、(12)予算で計画されていない1件50万円以上1,000万円未満の経費の支払い決裁は専務理事決裁範囲となっています。

経費の支出については、日常業務の事業執行に直接関わる部分ですが、半面、不透明な部分も含んでおり、予算への計画の有無を問わず、執行範囲についてはより納得性の高い範囲内とすることが望ましいと考えます。

・1 件 1 万円以上の渉外費の支払い決裁については、上限を 10 万円とし、上限を 超える場合の執行については、専務理事の決裁範囲とせず、理事会審議事項と すること

渉外費については上限が定められておらず、組合員の財産を保全する 視点から上限を定め、より納得性のある範囲とすることが望ましいと 考えます。

注)現行規則では、(13)渉外費の支払い決裁(1件1万円以上)は専務理事 決裁範囲となっています。

常勤理事会議での協議において、1人でも反対する案件については 十分に議論し、理事会に提案すること

・常勤理事会議での協議において反対者がいる時は、理事会へその旨報告し、反対意見を付記し、反対の主旨がどこにあるのか明確にし、理事会内での意思一致のための論議を深めること。単に多数決で決めるのではなく、反対意見を他の理事に知らせることは重要です。

【補足説明】常勤理事会議について

生協の事業全般にわたり、主に理事会審議によらない日常業務の執行のため、専務理事が主催する常勤理事で構成された会議体です。細則68号で規定されています。(P34【関連資料】参照)

(4)報告の義務について

理事長および専務理事の執行権限については、生協法や定款に照らして大きな問題はありません。しかし、「レゾネイト問題」の際に、執行権限にもとづいた判断が行われた経過ではありましたが、その執行結果の情報提供が不十分であったために、執行を監督する役割が機能することなく大きな損失を生じる結果となった経験から、理事(会)の監督責任を果たすための情報共有の確立が早急に実現されなければなりません。以上の視点から次の内容を答申します。

規則第9号にもとづく執行の結果については、金額や内容の如何を問わず 理事会へ適宜・適切・適正な報告を義務づけるよう、規則第1号(理事会 規則)第17条(理事会に対する報告)に条文で明記すること

権限行使の結果報告義務の明文化

・権限執行の結果報告義務については、現行規定では抽象的または包括的にしか規定されておらず、明確にした規定はありません。実際の情報提供に弱さがあることは、執行権限に対する監督を困難にし、執行に対する牽制の弱さにつながり、場合によっては権限逸脱や不正を許す温床になります。

職責と職責にもとづく執行の状況公開の明文化

・「報告義務」や「情報提供」を具体的なものにして、理事長および専務理事の職 責にもとづく執行職責と職務執行の状況を公開されたものにすることが重要です。

理事会審議・確認ポイントの明文化

・前項の執行結果の報告の他に、理事会で審議する際の議案提案内容や総代・組合員の意見、意思の確認の進め方について、検討や確認のポイントを的確に示す必要があります。これについても、理事長および専務理事がリーダーシップをとることが重要です。

議事録記載内容の明文化

・それらの執行結果は、理事会や常勤理事会議の議事録で確認されます。理事会 や常勤理事会議の議事録の開示にあたり、議事録作成についても論議の経過を 分かりやすく記載し、報告義務を果たす必要があります。特に、理事会審議に 際して全理事の注意が働くようにするために、常勤理事会議での反対者の意見 を明記しておくことが必要です。

規則第1号第17条については、(P34【関連資料】)参照

(5) 権限者の選任について

理事会で互選される理事長および専務理事には、すでに執行権限が与えられており、 それに伴う責任も負わなければなりません。権限者の選任にあたっては、協同組合の原 則を十分理解し、将来を見据えたビジョンの策定や事業の起案、それらを成功させるた めのマネジメント力や職員のトップとしてリーダーシップを発揮できる人を選ぶことが 重要です。高い資質と能力を持って、組合員の意思が反映された事業にすることができ るかどうか、が最大のポイントです。

組合を代表し、執行権限の監督責任者である理事長については、非常勤 であっても、常勤としての役割を担える人とすること

- ・非常勤であっても職責を全うするために必要な時間や物理的な条件を満たす人 を選任することが必要です。
- ・また、理事長が常勤、あるいは非常勤であっても役割を発揮できるような条件(理事会運営のあり方や理事長を補佐する機能や体制)を整えておくことが必要です。
- ・法令を遵守し、組合員の利益と生協の健全な運営を基にして、職務を遂行できる人を選任する必要があります。

専務理事の交代のルールを明確にすること

- ・専務理事は、事業執行の責任者として、社会的な責任をふまえた健全な経営を行い、計画的・継続的に生協の事業を発展させる責任があります。
 - 予算に関しては、精度の高い予算案をつくり、計画的に事業を発展・継続させることが健全経営といえます。そのためには様々な角度からの具体的なシミュレーションを持って、予算の根拠を明確にしなければなりません。また、年度内で大きな(重要な)修正が発生する場合などは、組合員に事業・資産の状況についてタイムリーに正確な説明を行う必要があります。
 - つまり、総代会で決定した中期計画や毎年度の事業方針・計画の妥当性の検証 とあわせて、その事業方針・計画に照らして専務理事が職責をどれだけ、どの ように果たしたのかを、権限を委譲した理事会が評価します。
- ・2年に1度の選任するかどうかの評価とは別に、理事会内において期の途中で も交代することが優先する事情があった場合、総代に知らせることが必要です。

生協法や定款に違反する行為をおこなった者を、理事長および専務理事として選任しないルールを確立させること

・権限者の選任にあたって、理事長および専務理事として生協法や定款に対し、 過去から現在に至るまで、当該規定に違反する行為をおこなった者については、 理事長および専務理事として選任しないルールの確立が求められます。

答申 - 組合員理事のブロック総代会議に対する説明責任の明確化 について

組合員理事は「自らが組合員の代表」という意思のもと、理事会においては意思決定に参与するとともに、理事長・専務理事による業務執行状況が適正かどうか、また組合員の財産が適正に活用され保全されているのかを監督する義務があります理事会で審議された事項については、規則第1号第2条3項「理事は理事会一体としてその決定事項に責任を持ち、理事個人としての行使をしてはならない」と定めています。「供給未収金不突合問題」や「レゾネイト問題」では、理事会内での不十分な情報提供であったとは言え、執行に対する監督義務も、組合員に対する説明責任も十分に果たせませんでした。

その事もふまえ、組合員理事は理事会が全体として担うべき「報告義務」や「情報提供」について、組合員・総代に対して必要な情報とは何かを判断し、ブロック総代会議にとどまらず、様々な場面において理事 1 人ひとりがわかりやすい情報提供(説明)に努めることも大切な役割という認識のもと、次の内容を答申します。

(1) 組合員理事の役割とは

理事会において、理事長および専務理事を互選すること

・役員改選期の通常総代会修了後、第1回理事会において権限を委譲するに足る理事長および専務理事を互選することは重大な使命です。

基本政策や意思決定に主体的に参与し、決議に際し賛成・反対の意見 を表明すること

・組合員の代表という意思と個人の責任において、賛成・反対を判断すること。 また新任理事においては現在進行(継続)中の理事会決定事項を含め、理事同 士や必要に応じて専門家を招いて研修等を行い、自らも情報収集に努めること。

事業執行状況の監視・監督をすること

- ・理事会決議事項の執行状況を把握し、生協法・定款・規約等に違反していないか、疑問が無いか注意を怠らないこと。
- ・総代会で決議された事業計画および予算に沿った事業執行かどうか監視・監督し、問題がある執行については、理事(会)としてただすこと。

組合員に対する情報提供

・理事会で決議された事項について、様々な場面で組合員に対し、わかりやすい言葉で説明すること、結果だけでなく結論に至るまでのプロセスを説明することは必要です。

また、当該ブロックにおいて組合員理事が場(方針説明会、総代のつどい等) を設定し、質疑応答することにより、組合員の理解を深めることができるようにすること。

組合員の声(意思)を事業や組合員活動に反映させることができるように努めること

・組合員の声を聞くことは、組合員主体の生協であるための基本です。特に総代会議等の機関会議においては、組合員・総代が意見を出しやすい会議にすることや、組合員・総代の意思が共有され反映された議案書作りが重要です。 そして、総代が決議するに足る情報の提供とわかりやすい言葉で説明することが必要です。

(2) 組合員理事の説明責任とは

前頁 P31、32 の 5 つの役割を果たし、組合員活動や事業が「組合員主体」になっているのか、また健全な事業執行が行われているのかを組合員・総代が判断できるように、様々な場面を通じて説明することが組合員理事の説明責任であると考えます。

(3) 全県区選出とブロック区選出の役割について

全県区選出組合員理事と、ブロック区選出組合員理事の役割の違いを明確にし、組合 員に周知すること。

【関連資料】

「規則第9号(役員の権限・責任等に関する規則)」一部抜粋

第12条(理事長の職務権限)

理事長の職務権限は次ぎのとおりとする。

- (1)理事会規則第7条により、理事会に付議する事項の原案の決定
- (2)総代会・理事会に関する事項
- (3)常任理事の任命
- (4)細則の設定、変更および廃止(専務理事が起案し、理事長が決定する)
- (5)上部団体を除く他団体への出資および加入、脱退に関する決裁
- (6)官公庁・諸団体との契約および重要な対外折衝に関する決裁、ならびに官公庁への届出に関する事項
- (7)組合員に対する法的措置に関する事項
- (8)常勤役員に関する事項
- (9)職員の採用・任免・解雇に関する事項
- (10)業務執行組織に関する決裁
- (11)予算で計画されていない1件1000万円以上1億円未満の固定資産の取得および処分
- (12) 1 億円未満の長期借入金の決定
- (13)10万円以上100万円未満の諸団体への寄付
- (14)非常勤役員および組合員の国外出張に関する事項
- (15)非常勤役員の慶弔に関する決裁

第15条(専務理事の職務権限)

専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1)理事会決定にもとづく方針の具体化についての決定
- (2) 統括会議、事業所長会、等の業務執行組織の基本会議に関する事項
- (3)内規の設定・変更・廃止、「通達」文書の発行に関する決裁
- (4)理事長より委任を受ける、統括マネジャー職以下の職員の任免、職員の給与および待遇に関する事項
- (5)業務執行組織に関する起案
- (6)職員の人事考課最終判定の決裁および表彰・制裁に関する事項
- (7)予算で計画されている1件1000万円以上1億円未満の固定資産の取得および処分
- (8)年次の資金運用方針、計画の起案および執行に関する事項
- (9)短期借入金(6カ月未満)に関する事項
- (10)事業所・施設建設に関する執行決裁、および固定資産に関する執行決裁(購入取得、譲渡、 売却、新設、改造)
- (11)予算で計画されている 1件 500 万円以上の経費の支払い決裁
- (12)予算で計画されていない 1 件 50 万円以上 1000 万円未満の経費の支払い決裁
- (13)渉外費の支払い決裁(1件1万円以上)
- (14)「稟議書」決裁
- (15)職員の国外出張・添乗に関する決裁
- (16)組合員および職員の慶弔に関する決裁
- (17)年金資産の運用管理に関する事項

「細則第68号(常勤理事会議に関する細則)」から一部抜粋

第2条(常勤理事会議の位置づけと役割)

常勤理事会議は、専務理事の意志決定および日常業務執行の円滑な推進に資するために開催する。

- 2. 常勤理事会議は、専務理事の経営・業務全般(事業・活動)の執行推進、および政策・方針の具体化・決定に必要な協議調整、ならびに合意形成を図り、専務理事を補佐する会議とする。
- 3. 常勤理事会議は、前項の専務理事の執行推進、具体化・決定にあたり、総代会決定・理事会決定にもとづく牽制機能を果たす。
- 4. 常勤理事会議の確認およびそれにもとづく執行推進については、専務理事の指揮のもとで、常務理事および常勤理事は率先して業務執行を行うものとする。

第4条(構成)

常勤理事会議は、専務理事、常務理事および常勤理事によって構成する。

- 2. 理事長は常勤理事会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3. 本部長・室長は常勤理事会議に出席し、意見を述べることができる。

「規則第38号(常任理事会議規則)」から一部抜粋

第2条(構成)

常任理事会議は、理事長を補佐するために、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常勤理事と常任理事をもって構成する。理事長は、必要に応じて、常任理事以外の理事を出席させることができる。

専務理事、常務理事、常勤理事は、必要に応じて出席する。

第5条(協議事項)

常任理事会議において協議する各事項は以下の通りとする。

- (1)理事長が理事会に提案する議題抽出と議題整理
- (2)理事会が理事の職務の執行を監督するために必要な情報提供
- (3)理事会が理事長に委任した事項に係る理事長の判断、決定に資するための意見具申
- (4)中長期の政策および当面の方針策定にむけた事前協議
- (5)その他

「規則第1号(理事会規則)」から一部抜粋

第17条(理事会に対する報告)

理事長は理事会において、各々次の事項について報告しなければならない。ただし、事案により、 その業務を担当する他の理事にこれを行わせることができる。

- (1)事業執行の状況
- (2)理事会において決定した事項についての執行状況
- (3)その他必要と認めた事項

第 課題 監事会の機能と役割の強化及び総代会に対する説明責任の 明確化等の検討

はじめに

「供給未収金不突合問題」と「レゾネイト問題」では、エフコープの組織のあり方が問われました。情報提供が不十分であったことや、理事会内の問題については第 課題、第 課題のところで答申しています。

それでは監事はどうだったのかといえば、当時、監事会の位置づけも監事自身の問題意識、役割・責任意識も弱くなっていました。

監事には、規約第6号(監事監査規約)第2条で「監事の基本姿勢」が定められており、監査業務の遂行に当たっての高い倫理性が求められています。

<規約第6号(監事監査規約) >

第2条(監事の基本姿勢)

監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、生協の健全な運営と 社会的な信頼の向上に留意し、組合員の負託と社会の要請に応えなければならない。

- 2. 監事は、法令及び定款並びに監事監査規約を遵守し、生協及び組合員、その他の利害関係者のために公正、不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。
- 3. 監事、監事室員及び補助者は、正当な理由なくその職務上知り得た情報を他に漏らしたり 窃用してはならない。
- 4. 監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適当化に努めなければならない。

監事による監査とは、生協の財産の状況および理事の業務執行の状況を見て、調べて、その結果を報告することです。

そのために理事(会)と監事(会)との関係性を組合員からみて分かりやすくすることが必要であり、また監事が役割を発揮するために、監査法人、内部監査との連携を強化することが大切です。

答申 - 「監事会の機能と役割の強化」について

理事会での決議事項は、そのほとんどが組合員にとっては事後報告であり、法令、 定款に逸脱していないか、総代会決議に違反していないかについて、組合員がその都 度判断することはできません。

したがって、監事が組合員(総代)から選出され、組合員の代表として、エフコープの機関運営や組織運営、業務が健全に遂行されているかを監査することで牽制機能を 発揮するのです。

「監事は、財産の状況・理事の業務執行の状況を第三者として監査し、必要とあれば適正な処置を講じます。当事者である理事が、正確である、誤りがないといっても、自己証明は、証明になりません。生協の民主的な運営の確立には、第三者である監事による客観的な批判と評価が必要不可欠なのです。(『解説生協監事監査基準 生協会計基準委員会編著:コープ出版』)

社会的な問題が様々あり、「組合員の立場を守ることとは」や「エフコープの発展のために必要なことは」等、組合員、理事会、職員各々がそれぞれの立場で考え、実行していかなければなりません。監事は不正、不整に対しては、毅然とした態度で臨むことは言うまでもありませんが、何を監査し、どこに対し提言しなければならないか、組合員から見て、わかりやすくすることが必要です。

(1) 監事の機能と役割の強化について

監事の機能と役割の強化のため、以下5項を答申します。

- 1. 人的体制の強化
- 2. 研修による監査技能の向上
- 3. 理事会との関係の明確化
- 4. 内部監査部門、会計監査人(監査法人)との連携の強化
- 5. 監事候補育成のためのしくみづくり

1. 人的体制の強化

- ・エフコープの事業規模、内容から増員が必要。
- (常勤監事の設置も視野に入れる)
- ・会計・税務・法律等の専門有識者の選仟

2. 研修による監査技能の向上

- "自らが自らの権限で監査を行なう"という監事の独任制を支える個々の 知識・見識、技能向上は不可欠であり、そのため研修の充実が重要です。
 - ・ 新任監事の「育成プログラム」や研修計画の策定、経費の予算化
 - ・ 監事が必要と認める団体、研究会への参加
 - 内部研修の充実

3. 理事会との関係の明確化

『生協監事監査基準』では、

「監事は、理事との間に信頼関係を確立して、日常的に意思の疎通を計るとともに、批判的機能だけでなく、違法行為・著しく不当な事項が生じる可能性がある場合には助言・勧告して、指導的機能を発揮する必要があります。もちろん、助言・勧告の受け入れは理事が決定すべきもので、監事が強制することはできません。理事がしたがわない場合には、監事は監査人としての批判的機能を発揮することを検討することになります。批判的機能は、監事の指導的機能

を抜きにしては、積極的な効果をあげることができないのです。」

と記されており、左記の役割を果たすためにエフコープでは、定款第 36 条(監事による監査)が定められています。

<定款第36条(監事による監査)>

監事は、毎事業年度 2 回以上組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければ ならない。

- 2.監事は、前項の監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、全ての監査の結果を総代会に報告しなければならない。
- 3.監事は、第1項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(以下、略)

監事からの監査報告と理事会からの報告を受けて最終的に評価し、判断するのは総代の役割・責任であり、権限です。理事会と監事はお互いの立場を尊重し、双方の見解、意見を整理して、総代への監事報告をわかりやすいものにすることが大切です。そのために

- ・ 定期的に、また必要に応じて会合をもつ
- ・ 理事は業務執行上の課題の進捗状況(詳細) 監事は監査上の課題と監査 概要などについて相互理解を深める内容とする
- ・ 総代・組合員に対して会合の内容(概要)を報告する

4. 内部監査部門、会計監査人(監査法人)との連携の強化

監事は内部監査部門や監査法人との連携は不可欠です。

- ・監事、内部監査部門、会計監査人それぞれの監査方針・計画について毎年度 早期に交流する
- ・一定期間ごとに監査の進捗状況、概要について交流する

5. 監事候補育成のための仕組みづくり

監事は高い倫理性とともに監査に必要な広い知識・経験・技能が求められます。しかし現在、監事は組合員であることが必須条件とされているもとで、こうした能力をすでに備えた組合員を選任することは容易でないのが現実です。

したがって、組合員の中から監事を選出するためには、候補者を意識的、 継続的に養成する仕組みが必要です。

(2)監事会の機能の強化について

監事はもともと独任制(自らが自らの意思と権限で監査を行う)ですが、監事監査をさらに有効に機能させるために監事会を組織し、集団的かつ計画的なとりくみを行うことが有効です。

監事会の役割は、規約第6号(監事監査規約)第3条(監事会ならびに常任監事の設置) において

監事は、監査に関する事項について、相互の連絡、協議、意見の調整及び決定のため監事の全員で監事会を組織する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2. 監事は監事会において常任監事1名を互選する。常任監事は監事会を主宰する。

と定められており、同第9条によって協議する事項、また同第13条によって監事の報告について規定されています。(後述を参照)

このことを行うにあたり、監事の役割を組合員・総代に周知させることや、理事(会)、職員の業務執行状況を調査し、総代会で報告すること等、また監事の位置づけ(権限)を明確にするためにも監事会の機能の強化は大切です。

そして、監事会の中で監査内容を報告し、協議することで監事一人ひとりの意識の向上や、監査技能のレベルアップにつながると考えます。

ただし監事会において、意見の調整をすることはあっても多数決などの方法で意見を 一本化することは適切ではなく、監事会において意見が一致しない場合には、各々の 見解の相違について明確にしておくことは大切です。

監事会の機能と役割を強化するために監事室、専任事務局員が配置されましたが、さらに監査体制の充実が望まれます。

規約第6号(監事監査規約)

第9条(監事会の協議事項)

監事会は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

- (1)監査の基本方針及び監査計画、並びに監査費用の予算の作成
- (2)調査の方法及び業務の分担
- (3)子会社等又は事業連合の調査
- (4)会計監査人及び内部監査部門の監査報告書資料の検討
- (5)監査報告書の作成並びに監査意見書及び勧告書の作成
- (6)定款第36条に定められた監事監査についての規約の設定、変更及び廃止の原案作成
- (7)定款第52条に定められた総代会招集に関する事項
- (8)理事会で行う会計監査人の選任、不再任又は解任に関する事項
- (9)その他監事会において協議を必要と認めた事項
- 2. 監事は、必要に応じ監事会において、理事、会計監査人又はその他関係者から意見並びに報告を求めることができる。

第13条(監査の報告)

監事は、第 12 条に定める監査を実施したときは監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。異なる監査意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。

2. 監事は、前項の監査報告書において、会計監査人の監査報告書を参考にしたときはその旨を記載するものとする。

答申 - 「総代会に対する説明責任の明確化」について

総代が総代会で議案に対する賛否を判断する上で、監査報告は重要な判断材料です。 監事は公正かつ慎重に事実認定・判断・意見表明する「監事の基本姿勢」(規約第6号 「監事監査規約」第2条より)に努め、総代・組合員に対して監査活動・監査方針・ 監査の記録などを報告・説明する必要があります。

監事は全ての監査の結果を総代会に報告し、また監査を行ったとき及び必要があるときは理事会に出席して意見を述べるものとされています。

その結果、監事監査が理事の執行に対する理事会の監督に活かされ、また理事会の 活動に対する総代会としての評価に活かされてこそ、監事の監査活動が有効なものに なります。

監査意見を総代に発表する際には、監事の意見およびそれに対する理事会の見解・ 意見を整理して、総代への監査報告を分かりやすいものにすることが大切です。

- 1. 監査報告に対する総代・組合員からの質問の機会を日常的に設ける
- ・監事は、監査報告への総代・組合員からの質問の機会を日常的に設け、その質問と答弁については、機関紙「ふれあい」、総代通信などで情報提供に努めるようにすることが、監査報告への総代・組合員の理解をすすめる上で必要です。
- ・組合員への徹底した情報開示政策」と同様、監査に関する情報も積極的に開示すること。また総代に説明する場を設けて、説明責任を果たすこと。
- 2. 総代会、総代会議での監査報告への質問に対しては、監事が答弁する
- ・総代会においての総代の質問については、総代会運営規約第14条(質問に対する答弁)を活かすよう努めること。
- ・総代会議の質問についても、限られた時間を工夫して、その場の回答および後日に質問と回答を機関紙「ふれあい」、総代通信などで情報提供に努めることが必要です。

答申付記

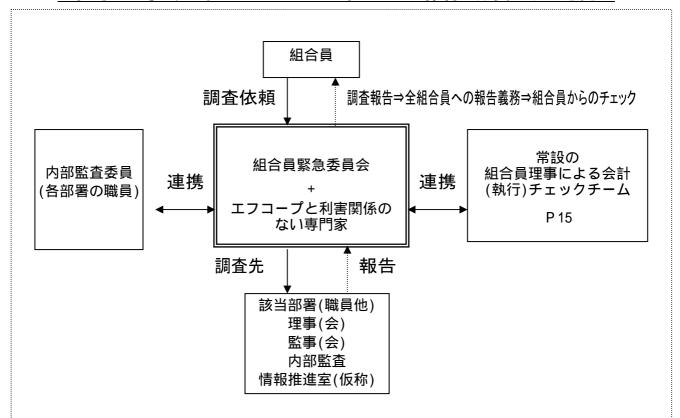
委員会では「総代の役割と総代会のあり方」について論議を深める必要があるとの認識で一致しました。しかしながら、答申課題の論議を優先した関係で、その内容については論議ができませんでした。

理事会において、組合員が入った「総代の役割と総代会のあり方検討委員会」を設けること、組合員を主体としたエフコープ生協の発展のための課題を整理することが必要です。

また、理事会内で決めている申し合わせ事項については、都度、その内容をあきらかにすることが必要です。

最後に、本答申を受けて組織改革の経過を総代会において報告することを求めます。

<参考:理事会の外にオンプズマン的チェック体制が必要とする意見>



- ・該当する調査先は、調査の協力と情報を隠さないこと。
- ・調査の報告は、理事会・監事(会)・職員・総代にもなされる(共有)。
- ・内部監査委員については、内部通報制度により調査が補償され、十分に機能させる。
- ・調査にあたり、エフコープと利害関係の無い、該当調査に実績のある専門家による調査が 必要。選定にあたり、監事(会)の意見も参考にし、選定者や選定理由等を公表する。
- ・専門家を登用することにより、早く確実に調査ができる。時間がかかれば事実の隠ぺいや情報(資料等)がなくなる恐れが高くなる。事実の解明が困難になり、調査結果に疑問が残ることになる。
- ・調査やその報告を証明するためには、第三者の目が必要。

【補説】 〔参考文献:フリー百科事典『ウィキペディア(wikipedia)』より〕

「オンブズマン」とは、冷静な判定者の役割を果たす人や委員会のことです。オンブズマン委員会は、複数の人々から構成され、中立性や公共性の要求されるテーマを、中立の立場から監視・査定する委員会です。

今日、国内では市民レベル・公的レベルの別を問わず、労働基準、行政施策、医療過 誤などで、さまざまなオンブズマン活動がなされています。

例)市民オンブズマン…市民団体が「いずれの党派にも加担せず、市民の立場から行政や企業などを監視する」という目的で活動

株主オンブズマン…株主代表訴訟、株主提案を用いて(武器に)市民の立場から 企業の法令遵守、透明性を求める活動を展開

組織改革検討委員会委員 活動記録

委員構成は、組合員委員6名・理事委員4名の10名で、以下のメンバーです。

```
谷口
     純 子 (組合員委員) 委員長/若松支所区域
中尾
     智 子 (組合員委員) 早良支所区域
     陽 子 (組合員委員) 北九州区域・大里支所区域委員会
上 田
    泰 子 (組合員委員) 北九州区域・若松支所区域委員会
山下
永井野 波津枝 (組合員委員) 福岡区域・新宮支所区域委員会
遠藤
    恵 美 (組合員委員) 福岡区域・城南支所区域委員会
藤尾
    松 美 (理事委員) ブロック区選出理事
    祥 子 (理事委員) 全県区選出理事
池田
起汐
    充 雄 (理 事 委 員 ) 学識経験理事
倉 員
    正 明 (理 事 委 員) 常勤理事
                         委員選出時の役職
```

*事務局:秋山和哉、堤よし子、新山輝行、谷口輝展(機関運営部)

委員会の活動内容

委員会は、以下のように 49 回に渡って開催した他、2006 年 2 月より「小委員会」を 15 回開催し、委員会間の課題調整や組織改革検討委員会 N E W S についての検討を行いました。さらに、2006 年 11 月末からは第 課題と第 課題の答申文案検討のための作業部会を開催しました。

組合員・総代および理事会に対しては、総代会議や交流会・説明会を開催して論議状況を報告し 理解を深めていただくとともに、意見を聞いて委員会論議の参考にしました。

この委員会活動のほか、理事会に対して情報開示制度の組合員への周知徹底や規則・書式の改定 についての要請、決算書の見方学習会の開催要請も行い、具体化を図ってきました。

また委員会は、「開かれた委員会」として組合員の傍聴を可能にするとともに、『ホームページ』、『ふれあい』、『委員会資料』(2006 年 5 月より『組織改革検討委員会NEWS』)での広報を続けてきました。さらに「傍聴はできないけど意見を出したい」という方のために、FAXやメールでも意見・提案を出せるようにするなど、組合員参加での改革を重視して活動してきました。

第1回委員会 (2005/8/31) 第2回委員会 (2005/9/26) 第2回委員会 (2005/9/26) 第3回委員会 (2005/9/26) 第3回委員会 (2005/10/7) 第4回委員会 (2005/10/7) 第4回委員会 (2005/10/13) 第5回委員会 (2005/10/13) 第5回委員会 (2005/11/9) 第6回委員会 (2005/11/2) 第6回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/12/7) 第4回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/11/2) 第7回委員会 (2005/12/7) 第4回委員会 (2005/12/1) 第7回委員会 (2005/12/7) 第4回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2006/2/14) 第1回受員会 (2006/2/17) 第1日回委員会 (2006/2/17) 第1日回転替上 (2006/2/17) 第1日回転替上 (2006/2/17) 第1日回転替 (2006/2/17) 第1日	回 / 開催日	会場	傍聴者	主な内容
(2005/8/31)				
第2回委員会 (2005/9/26)		1307(1011)		
第3回委員会 (2005/10/73) 新栗研修センター 3名 ○エフコーブ情報用示利度学習 (2005/10/17) 第4回委員会 (2005/10/13) 新栗本部 3名 ○エフコーブ情報用示利度学習 (2005/10/13) 新栗本部 3名 ○北の総代会議への報告文案検討 (2005/11/9) 第5回委員会 (2005/11/9) 新栗研修センター 6名 ○元調査委員会》に「「一、供給未収金不突合&レンテーの問題提起 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/12/17) 第8型委員会 (2005/12/17) 第8型委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第1回委員会 (2005/12/14) 第第1回委員会 (2005/12/17) 第11回委員会 (2005/12/17) 第11回委員会 (2006/2/17) 第11回承員会 (2006/2/17)	(2000,0,0)			
第3回委員会 (2005/10/7) 第4回委員会 (2005/10/13) 第5回委員会 (2005/10/13) 第5回委員会 (2005/11/9) 第5回委員会 (2005/11/9) 第5回委員会 (2005/11/9) 第6回委員会 (2005/11/9) 第7回委員会 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/11/27) 第1回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第1回委員会 (2005/12/14) 第1回委員会 (2005/12/14) 第1回委員会 (2005/12/14) 第1回委員会 (2005/12/15) 第11回委員会 (2006/2/17) 第11回球 長	第2回委員会	篠栗研修センター	3 名	○「供給未収金不突合&レゾネイトに関する責任
第3回委員会 (2005/10/17) 第4回委員会 (2005/10/13) 孫栗本部 3名	(2005/9/26)			評価委員会」の池永満元委員長(弁護士)を招きヒ
第3回委員会 (2005/10/7) 第4回委員会 (2005/10/13) 第4回委員会 (2005/10/13) 第5回委員会 (2005/11/9) 第5回委員会 (2005/11/9) 第6回委員会 (2005/11/9) 第6回委員会 (2005/11/9) 第6回委員会 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/11/27) 第4回委員会 (2005/11/27) 第4回委員会 (2005/11/27) 第5回委員会 (2005/11/27) 第5回委員会 (2005/11/27) 第6回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第7回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第7回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第6回委員会 (2005/12/14) 第7回委員会 (2005/12/15) 第7日の委員会 (2005/12/16) 第7日の委員会 (2006/12/15) 第7日の委員会 (2006/14/12) 第7日の委員会 (2006/14/12) 第7日の委員会 (2006/14/12) 第7日の受員会 (2006/1				アリング実施
(2005/10/17) 第4回委員会 (2005/10/13)				○委員会の具体的課題検討
第4回委員会 (2005/10/13) 篠栗本部 3 名 ○ 秋の総代会議への報告文案検討 ○ 季員会資料。掲載文案検討 ○ 18台員会 (2005/11/9) 「大田園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園園	第3回委員会	篠栗研修センター	3 名	○エフコープ情報開示制度学習
(2005/10/13)	(2005/10/7)			○監事から監事(会)の役割の話しを聞く
第5回委員会 (2005/11/9)	第4回委員会	篠栗本部	3 名	○秋の総代会議への報告文案検討
第5回委員会 (2005/11/9) 第第研修センター (2005/11/9) 第6回委員会 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/11/22) 第7回委員会 (2005/12/7) 第7回委員会 (2005/12/7) 第8回委員会 (2005/12/7) 第9回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第10回委員会 (2005/12/14) 第11回委員会 (2006/2/13) 第11回委員会 (2006/2/17) 第14回委員会 (2006/2/17) 第14回	(2005/10/13)			〇『委員会資料』掲載文案検討
(2005/11/9)				○組合員への広報計画検討
ステムの問題提起 ○各委員による課題認識の問題提起 ○各委員による課題認識の問題提起 ○名会員による課題認識の問題提起 ○会計チェックシステムの現況学習 (経営管理本部長より) (理事会への要請文案練計 第7回委員会 (2005/12/7) 21ルとばた ○信報開示 関連規程の比較検討 (エフコーブ規約) (公会計チェックシステムの現況会論議 第8回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/21) ○会計チェックシステムの現況の論議 第8回委員会 (2005/12/21) ○会計チェックシステムの現況の論議 第10回委員会 (2005/12/21) ○会計チェックシステムの現況の論議 ○会計チェックシステムの現況の論議 ○会計チェックシステムの現況の論議 ○会計チェックシステムの現況の論議 ○会計チェックシステムの現況の論議 第6回委員会 (2005/12/21) ○名計チェックシステムの現況の論議 ○名計チェック・アリングを施(理事と・専務理事とアリングを施(理事と・専務理事と下リングを施(主事・会の委員会の続き) (2006/1/16) ○条員と対 (2006/1/16) ○条員と対 (2006/2/17) ○総代会議 への報告文案の一次論議 (2006/2/17) ○総代会議 への報告文案の最終論議 (2006/2/17) ○総代会議 (2006/2/17) 第11回委員会 (2006/2/17) 第14回委員会 (2006/2/17) 第14回委員会 (2006/3/15) 「報期示規約の改定論議 (2006/3/15) 「報期示規約の改定論議 (2006/3/30) 「報期示規約の改定論議 (2006/3/30) 「報期示規約の改定論議 (2006/3/30) 「報期示政策について (2006/3/30) 「報期示政策について (2006/3/30) 第15回委員会 (2006/3/30) 「福岡交通センター (2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「福岡交通・(2026/3/30) 「	第5回委員会	篠栗研修センター	6 名	〇元調査委員会メンバー(元供給未収金不突合&レ
日本の日本会員会 (2005/11/22) 7名	(2005/11/9)			,
# 6 回委員会 (2005/11/22)				
(2005/11/22) (経営管理本部長より) (フェ事会への要請文案検討 第7回委員会 (2005/12/7) (フェルとばた ウェルとばた ウェルとばた ウェルとばた (エフコーブ規約) 池永弁護工業 (川ばらきコーブ規約) (ステナェックシステムの現況の論議 第8回委員会 (2005/12/14) (東平研修センター 7名 (フェ事長および専務理事ヒアリング実施(理事長・専務理事の権限と責任、理事 会の現状など) (クライ・トと意見交換 (2005/12/21) (新来研修センター 6名 (2005/12/21) (新来研修センター 6名 (2006/1/16) (新来研修センター 6名 (2006/1/16) (新来研修センター 6名 (2006/2/17) (新来研修センター 6名 (2006/2/18) (新来研修センター 6名 (2006/2/18) (新来研修センター 10名 (2006/3/15) (新来研修センター 10名 (2006/3/16) (新来研修センター 10名 (2006/3/16) (新来研修センター 10名 (2006/3/16) (新来研修センター 10名 (2006/3/18) (2006/3/18) (2006/3/18) (200			<u> </u>	
第7回委員会 (2005/12/7)		篠栗研修センター	7名	
第7回委員会 (2005/12/7)	(2005/11/22)			,
(2005/12/7) ウエルとばた				
## (エフコーブ規約、池永弁護士窯、いばらきコーブ規約) ○会計チェックシステムの現況の論議 第8回委員会			6名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
会計チェックシステムの現況の論議	(2005/12/7)	ウエルとばた		
 第8回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/21) 6名 (2005/12/21) 6名 (2005/12/21) 6名 (2005/12/21) 6名 (2005/12/21) 6名 (2005/12/21) 6名 (2006/1/16) 第10回委員会 (2006/1/16) 第11回委員会 (2006/2/1) 第11回委員会 (2006/2/1) 第12回委員会 (2006/2/13) 第13回委員会 (2006/2/13) 第14回委員会 (2006/3/15) 第14回委員会 (2006/3/15) 第15回委員会 (2006/3/30) 第16回委員会 (2006/4/12) 第16回委員会 (2006/4/12) 第16回委員会 (2006/4/19) 第16回委員会 (2006/4/19) 第16回委員会 (2006/4/19) 				· ·
(2005/12/14) 第9回委員会 (2005/12/21) 編栗研修センター 6名 (2005/12/21) 第10回委員会 (2006/1/16) 第11回委員会 (2006/2/1) 第12回委員会 (2006/2/1) 第13回委員会 (2006/2/13) 第13回委員会 (2006/2/27) 第14回委員会 (2006/2/27) 第14回委員会 (2006/3/15) 第15回委員会 (2006/3/15) 第15回委員会 (2006/3/15) 第15回委員会 (2006/3/30) 第16回委員会 (2006/4/12) 第16回委員会 (2006/4/12) 第16回委員会 (2006/4/19)	**			
第9回委員会 (2005/12/21)		篠栗研修センター 	7名	•
(2005/12/21)	-	然 再开始上入. 5	0.57	
○総代会議 への委員会報告実施の論議		條果団修センター 	6名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
 第10回委員会 (2006/1/16) 「2006/1/16) 「第11回委員会 (2006/2/1) 「第11回委員会 (2006/2/1) 「第12回委員会 (2006/2/1) 「第12回委員会 (2006/2/13) 第13回委員会 (2006/2/13) 第13回委員会 (2006/2/27) 第14回委員会 (2006/3/15) 第15回委員会 (2006/3/15) 「第15回委員会 (2006/3/15) 「第15回委員会 (2006/3/30) 「第15回委員会 (2006/3/30) 「第15回委員会 (2006/3/30) 「第15回委員会 (2006/3/30) 「第15回委員会 (2006/4/12) 「第16回委員会 (2006/4/12) 「第16回委員会 (2006/4/19) 	(2005/12/21)			
(2006/1/16) ○総代会運営委員会への要請文の確認 ○情報開示規約の比較検討(前回の続き) 第11回委員会 (2006/2/1)	笠10回禾号会	第冊班條長2.42	6 47	
第11回委員会 (2006/2/1)		條条団修セノダー	0 台	
第11回委員会 (2006/2/1)	(2000/1/10)			
(2006/2/1) ○今後の進め方の論議(効率的な進め方、情報開示審査会へのヒアリングなど) 第12回委員会 (2006/2/13)	第11同禾昌仝	後亜瓜修わいねー	5 2	,
#査会へのヒアリングなど) 第12回委員会 (2006/2/13) 第13回委員会 (2006/2/27) 第14回委員会 (2006/3/15) 第15回委員会 (2006/3/30) 第15回委員会 (2006/3/30) 第16回委員会 (2006/4/12) 第16回委員会 (2006/4/19)		宗木 川 ピノソー) 1	
第12回委員会 (2006/2/13)	(2000/2/1)			·
(2006/2/13) 第 13 回委員会 (2006/2/27) 第 14 回委員会 (2006/3/15) 第 15 回委員会 (2006/3/30) 第 15 回委員会 (2006/3/30) 第 16 回委員会 (2006/4/12) 第 16 回委員会 (2006/4/19) 第 16 回委員会 (2006/4/19) 第 16 回委員会 (2006/4/19) 第 17 回委員会 (2006/4/19) 第 18 回委員会 (2006/4/19)	第 12 回委員会	└───── 篠栗研修センター	6名	,
第 13 回委員会 (2006/2/27)		WX/N W > C / /		157 ファン・ファント マント人 人口 田田 日次
(2006/2/27)情報開示規約の改定論議第 14 回委員会 (2006/3/15)篠栗研修センター (2006/3/30)5 名 (理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について第 15 回委員会 (2006/3/30)篠栗研修センター (2006/3/30)10 名 (理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について臨時委員会 (2006/4/12)0 名 総代会議 総代会議理事会への要請事項の論議 総代会議 総代会議 を終えてのまとめ 総代会議 総代会議 総代会議 を終えてのまとめ 総代会議 総代会議 について	-	 篠栗研修センター	6名	 総代会議 での「読み上げ原稿」確認
第 14 回委員会 (2006/3/15)篠栗研修センター (2006/3/15)5 名情報開示規約の改定論議 理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について第 15 回委員会 (2006/3/30)篠栗研修センター 福岡交通センター 		INVINITION OF THE		
(2006/3/15)理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について第15回委員会 (2006/3/30)篠栗研修センター (2006/3/30)10名 理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について臨時委員会 (2006/4/12)福岡交通センター 総代会議0名 理事会への要請事項の論議 総代会議理事会への要請事項の論議 総代会議第16回委員会 (2006/4/19)折尾店総代会議 総代会議を終えてのまとめ 総代会議 での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について			5名	
第 15 回委員会 (2006/3/30)篠栗研修センター (2006/3/30)10名 理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について臨時委員会 (2006/4/12)面岡交通センター 福岡交通センター (2006/4/12)0名 理事会への要請事項の論議 総代会議での報告内容の論議 総代会議での報告内容の論議 総代会議での報告事項の論議 総代会議での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について				
第 15 回委員会 (2006/3/30)篠栗研修センター (2006/3/30)10名理事会への要請事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について臨時委員会 (2006/4/12)福岡交通センター 総代会議0名理事会への要請事項の論議 総代会議第 16 回委員会 (2006/4/19)折尾店20名総代会議を終えてのまとめ 総代会議総代会議での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について				
(2006/3/30)組合員に対する徹底した情報開示政策について臨時委員会 (2006/4/12)福岡交通センター (2006/4/12)0名 (20名 (2006/4/19)理事会への要請事項の論議 総代会議での報告内容の論議 総代会議での報告内容の論議 総代会議での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について	第 15 回委員会	篠栗研修センター	10名	
臨時委員会 (2006/4/12)福岡交通センター (2006/4/12)0名 (2006/4/12)理事会への要請事項の論議 総代会議での報告内容の論議第16回委員会 (2006/4/19)折尾店20名 総代会議での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について				
第 16 回委員会 (2006/4/19) 折尾店 20名 総代会議 を終えてのまとめ 総代会議 での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について		福岡交通センター	0 名	理事会への要請事項の論議
(2006/4/19) 総代会議 での報告事項の論議 組合員に対する徹底した情報開示政策について	(2006/4/12)			総代会議での報告内容の論議
組合員に対する徹底した情報開示政策について	第 16 回委員会	折尾店	20名	総代会議 を終えてのまとめ
	(2006/4/19)			総代会議 での報告事項の論議
第 17 回委員会 那珂川店 4 名 総代会議 での報告骨子について				組合員に対する徹底した情報開示政策について
	第 17 回委員会	那珂川店	4 名	総代会議 での報告骨子について

(0000///07)			77#WW A 2 +0 + 1 2 1 75 +7
(2006/4/27)			通常総代会での報告について確認
	77 T T 10 1 2 5		組合員に対する徹底した情報開示政策について
第 18 回委員会	篠栗研修センター	10名	情報開示規約の改定論議
(2006/5/30)			組合員に対する徹底した情報開示政策について
第 19 回委員会	篠栗研修センター	6 名	組合員との交流会について
(2006/6/8)			理事会との交流会について
			組合員に対する徹底した情報開示政策(会計チ
			ェックシステム)について
第 20 回委員会	篠栗研修センター	5 名	組合員との交流会について
(2006/6/23)			理事会との交流会について
			組合員に対する徹底した情報開示政策(会計チ
			ェックシステム) について
第 21 回委員会	篠栗研修センター	4 名	組合員との交流会について
(2006/7/6)			理事会との交流会について
			組合員に対する徹底した情報開示政策(会計チ
			ェックシステム)について
第 22 回委員会	篠栗研修センター	8 名	組合員との交流会を終えて
(2006/7/26)			理事会との交流会に向けて
			組合員に対する徹底した情報開示政策(会計チ
			ェックシステム) について
			池永元責任評価委員会委員長へのヒアリング
第 23 回委員会	クリエイト篠栗	4 名	理事会との交流会を終えて
(2006/8/10)		-	組合員に対する徹底した情報開示政策(結論に
(2000/0/10)			向けて)について
第 24 回委員会	- 篠栗研修センター	4 名	情報開示規約の最終改定案論議
(2006/8/30)	除来が同じてファ		第1課題の結論論議
第 25 回委員会	篠栗研修センター	4名	おより 日間
(2006/10/3)	除未拠形とファ	4 1	第1課題の結論論議
第 26 回委員会	篠栗研修センター	3 名	第 1 課題の最終論議組合員に対する徹底した情
	除未断形とファー	3 1	第 1 味趣の取終調識組占負に対する徹底のだ情報開示政策、会計チェックシステム)
(2006/10/18)	カリエノト第画	2.47	
第 27 回委員会	クリエイト篠栗	2名	第1課題の最終論議
(2006/11/1)	たのナンストン・4	0.77	第2課題についての論議
第 28 回委員会	福岡交通センター	8名	第2課題について
(2006/11/15)			第3課題について(監事会からの説明含む)
第 29 回委員会	小倉KMMビル	9名	第1課題の答申案の論議
(2006/11/29)			第2課題、第3課題の部会報告
第 30 回委員会	篠栗研修センター	4 名	第 1 課題の答申案の論議
(2006/12/4)			
第 31 回委員会	篠栗研修センター	1 名	第 1 課題の答申案の論議
(2006/12/14)			
第 32 回委員会	篠栗研修センター	2 名	第 1 課題の答申案の論議
(2006/12/18)			
第 33 回委員会	篠栗研修センター	2名	第 1 課題の答申案の論議
(2006/12/26)			
第 34 回委員会	篠栗研修センター	3 名	第 1 課題の答申案の論議
(2007/1/9)			
第 35 回委員会	篠栗研修センター	3 名	第 1 課題の答申案の論議
(2007/1/17)			第2課題の答申案論議
第 36 回委員会	篠栗研修センター	0 名	第 1 課題の答申案論議

	1		
(2007/1/22)			第 2 課題の答申案論議
第 37 回委員会	篠栗研修センター	5 名	第 1 課題の答申案論議
(2007/1/31)			第 2 課題の答申案論議
第 38 回委員会	博多パークホテル	4 名	第 1 課題の答申案論議
(2007/2/8)			第 2 課題の答申案論議
第 39 回委員会	篠栗研修センター	3 名	第 1 課題の答申案論議
(2007/2/14)			第 2 課題の答申案論議
第 40 回委員会	篠栗研修センター	3 名	第 1 課題の答申案論議
(2007/2/21)			第 2 課題の答申案論議
第 41 回委員会	篠栗研修センター	3 名	○第 3 課題の答申案論議
(2007/2/23)			
第 42 回委員会	篠栗研修センター	3 名	第 2 課題の答申案論議
(2007/2/27)			○第 3 課題の答申案論議
第 43 回委員会	篠栗研修センター	0 名	第 2 課題の答申案論議
(2007/3/5)			○第 3 課題の答申案論議
第 44 回委員会	小倉 K M M ビル	0 名	第 2 課題の答申案論議
(2007/3/12)			○第 3 課題の答申案論議
第 45 回委員会	福岡県中小企業振	0 名	第 2 課題の答申案論議
(2007/3/15)	興センター		○第 3 課題の答申案論議
第 46 回委員会	久留米石橋文化セ	0 名	第 2 課題の答申案論議
(2007/3/20)	ンター共同ホール		○第 3 課題の答申案論議
第 47 回委員会	篠栗研修センター	1名	第 3 課題の答申案論議
(2007/3/23)			○答申案まとめ 他
第 48 回委員会	福岡県中小企業振	1名	第 3 課題の答申案論議
(2007/3/26)	興センター		答申案まとめ 他
第 49 回委員会	篠栗研修センター	1 名	答申案まとめ 他
(2007/3/29)			
	l .		

組合員、理事会との交流会、説明会

組合員との交流会			委員会設置までの説明
(2006/7/11)	福岡交通センター	23名	規約第 12 号情報開示規約について
(2006/7/12)	久留米文化センター	10名	組合員として知りたい情報とは
(2006/7/14)	小倉 K M M ビル	19名	意見交流
理事会との交流会	篠栗研修センタ	理事	情報開示規約改定案についての説明
(2006/8/3)	_	24名	組合員との交流会報告
			会計チェックシステムについて
			第2課題について
理事会との交流会	クリエイト篠栗	理事	規約第12号の第6条 第9条の改定案についての説明
(2006/8/31)		20名	組合員に対する徹底した情報開示政策についての説明
			課題整理図についての意見交流
理事会への説明会	篠栗研修センタ	理事	答申についての説明と質疑応答
(2007/2/23)	_	18名	
組合員への説明会			
(2007/3/12)	小倉 KMM ビル	20名	
(2007/3/15)	中小企業振興セッター	14名	答申についての説明と質疑応答
(2007/3/20)	久留米文化センター	11名	